

## 下野村騒動記（一）

—明和二年、御番頭御用日記—

矢野徳彌

（会員 佐伯市本匠）

成る趣きにつき、  
大庄屋幸右衛門この間、惣庄屋吉野茂右衛門まで内々  
申し聞かせ、小庄屋・地目付どもまかり出で、市左衛  
門算用前出入りの趣、これまた内々申し聞かせ候。  
右につき大庄屋幸右衛門ならびに市右衛門、茂右衛門  
より吟味いたし候ところ、兩人存じより書式通差し出  
し候。

本文読み下し

二月二十四日

一去る申十一月以来、下野村惣百姓ども、同村かいかう

市右衛門と算用相出入りの義これある由にて詰め、徒

党候趣につき、

内容のあらまし

右村・大庄屋より切畠村・上岡村・古市村、右三ヶ村大  
庄屋へあい頼み、内済致しぐれ候よう申し聞かせ候に  
つき、右の者どもたびたびまかり越し、取り扱いあい  
済み候ところ、

- (1) 下野村の百姓たちが、村組の事務方市右衛門の会計処理をめぐり争いとなり、徒党を組む動きを見せたので、  
(2) 大庄屋は近隣三カ村の大庄屋に、仲にはいり、穩便に  
事を解決してくれるよう依頼した。

- (3) 三人は度々出向いて説得、一応は落ちついたかに見え  
ていた。

またまた当春に至り、所々へあい集い、そのうえ右市  
右衛門ならびに大庄屋宅へもまかり越し、かれこれ不  
法の義とも申し聞かせ、切銭割などの儀も延引にあい

- (4) ところが、今年の春になり再び各所に集まり、そのあ  
と市右衛門宅、大庄屋宅に押しかけて抗議し、また村

の費用割りなども滞納するようになった。

(5)このため、大庄屋の幸右衛門は、これを大庄屋の統領である惣大庄屋の茂右衛門に内々打ち明け、庄屋・地目付たちの言い分もまた内々聞いてもらつた。

(6)また此の件につき、惣大庄屋が幸右衛門、市右衛門より事情聴取し、それを書面で提出させた。

(7)そうした折から、昨二十三日の午後、城下を目指し百姓たち百五十人ばかりが、その入口の虚空蔵谷（杉谷）まで押し寄せた。

(8)一触即発の重大な事態とはなつたものの、一行の動きはここまでで、やがて暮れ迫るころ、追々と引き取つていつた。

#### 本文読み下し

これより大庄屋・小庄屋・地目付残らず、先ずかいかう市右衛門、その外百姓ども拾人ばかり呼び出し、御代官どもより百姓ども申し分一通り吟味いたし候よう申しつけ、呼び出させ候ところ、大庄屋・小庄屋・地目付・百姓ども式拾四人まかり出て、もつとも右のうち頭立ち候者ども拾人まかり出て候段申し聞かせ候。

かねては今日御代官どもより一通り申し分承り、明日役人どもならびに頭取りの者ども呼び出し、御吟味仰せ付けられ候つもりに候ところ、幸い頭取拾人、今日まかり出で候につき、又ぞろ右の者ども明日まかり出で候ほども計り難く候につき、頃日の趣にては異変の義もおぼつかなく、延びのびにあい成り難く候につき、左の者ども入牢おおせ付けられ、あい残り候者どもは頭立ち候者どもすすめしめによつて、よんどころなく同意いたし候趣あい聞こえ候につき、お構いこれなく候あいだ、まかり帰り安心致し渡世油断なくあい励み候よう申し渡すべき旨、何れも相談のうえ御家老中へ申し達し候ところ、その通りに取り計らい候よう申し聞かせられ候につき、

拙者ども、御郡代仲、御目付藏人・弥市右衛門・忠左衛門、御代官伝右衛門・孫四郎・是兵、衛会所列座のうえ、それぞれ呼び出し申し渡し候、もつとも頭取りのうち金作まかり出でず候につき、小頭大崎十郎右衛門、足輕弥次右衛門、丹助・与次右衛門に申し付け呼びにやり、召し連れまかり出で候につき、一同に申し渡し候趣左のどおり

内容のあらまし

①これを知った藩は、村役人全員、先ず市右衛門と主立つた百姓たちを呼び出した。

②予定では、代官共により、一応の事情聴取で容疑者をしほり、明日より本格的な取り調べを行うつもりのところ、村役人と首謀者と見られる者を含む二十四人が出頭したので、再度呼び出すまでもなく、容疑の人物を特定し、身柄を拘束（入牢）する。

③それ以外の者は、そそのかされて参加した者ゆえ、説諭のうえ釈放する。

④以上を相談して決め、家老たちの承認をえたので、拙者ども（本文参照）列席のうえ、本人に申し渡した。

なお、首謀者の一人と見られる金作は出頭しなかつたので、人を遣り逮捕のうえ、これに加えた。

本文読み下し

藤原百姓

同

幸助

清次郎

脇百姓

同

伊兵衛

金作

白潟百姓

同

茂平次

安左衛門

脇百姓

同

与兵衛

茂平次

土井ノ内百姓

同

助七

右八丸太牢、もつとも丸太牢は

繩懸けざる御定めに候えども、大勢の義ゆえ

繩懸け遣わし候。

その方ども去年以来、先ずかいから市右衛門と算用前出入りにつき、百姓どもあい進めしめ詰め、徒党、所々へ大勢あい集まり、往還において火など焚き、そのうえ昨夜虚空蔵谷辺りまで大勢集まり候段、御城下同前の場所柄、公儀御政法にあい背き、ふどどき至極、もつぱらその方ども頭立ち候趣にあい聞こえ候につき、入牢仰せ付けられ候。

甚兵衛・平四郎・勘兵衛義は、役儀をもあい勤めながら取り鎮め申し聞かせず、かえつて野口、坂ノ浦辺りま

右三人 詰牢

藤原小庄屋  
甚兵衛  
脇 地自付  
白潟地自付  
平四郎

でもまかり越し、百姓どもへあい進め候段、不埒の至り

に候。これにより入牢仰せ付けられ候。もつとも市右衛門と出入りの義は、追つて吟味仰せ付けらるべく候段

申し渡し候。

### 内容のあらまし

処置の内容は省略する。拘置の理由として、次のことを上げている。

①まず一同に対し、皆合市右衛門の会計処理をめぐりいさかいに百姓たちを煽動し、徒党を結び、所々に大勢集合し、路上で火を燃やし、そのあげく城下同然の場所まで押し寄せるなど、幕府の禁制にそむきふとどき至極……と、するものである。

②また村役人三人に対し、本来取り鎮めるべき立場にありながら、逆に他の村まで出向き、百姓たちを煽動したことば、不埒の限りとし、とくに厳しく問うてている。

③また市右衛門の不正疑惑については別途調べる。

としている。

### 本文読み下し

同廿四日

一大庄屋幸右衛門呼び出し、何れも列座のうえ、前条の趣につき追つて御吟味仰せ付けられるべく候。町宿預け仰せ付けられ候段申し渡し候。もつとも町年寄、地目付、宿主豊後屋吉右衛門呼び出し、右の趣申し渡し候。

同廿四日

一先づかいかう（皆合）市右衛門呼び出し、何れも列座のうえ、前条の趣につき追つて吟味仰せつけられるべく候。依つて揚屋に遣わし候段申し付け、差し遣わし候。一、小庄屋伴右衛門・甚左衛門、地目付惣市居村へまかり帰り、大庄屋宅へ代わり合いあい詰め、御用向き滞りなく相勤め、村方百姓ども安心いたし渡世いたし候よう申し付くべき旨、御代官より申し渡させ候。

### 内容のあらまし

①大庄屋幸右衛門に対し、役席列座のうえ、今回の事件につき、追つて取り調べする。

それまで町宿預けとする。  
と申し渡した。なお、預け先の町役人と宿主を呼び出

し、此のことを伝えた。

②皆合市右衛門に対し、役席列座のうえ、今回の事件につ

き、追つて取り調べする。

それまで揚屋送りとする。

と申しつけた。

③小庄屋伴右衛門・甚左衛門、地目付物市を呼び出し、

大庄屋不在中、その役務を代行するよう、御代官を通じ  
命じた。

本文読み下し

一御作事奉行兵七呼び出し、下野村百姓ども入牢仰せ付  
けられ候あいだ、牢屋圓いなど入念候よう申し渡し候。

一切畠村大庄屋藤左衛門、古市村大庄屋九兵衛、上岡村

大庄屋喜右衛門まかり出で候につき、下野村百姓ども

去年以来出入りの次第、追つて御吟味仰せ付けられ候

につき、頭取りのものども入牢仰せ付けられ候。右につ

きあい残り候百姓ども心得違ひにて、万一立ち騒ぎ候

義もこれあるべきや、往還筋の義に候あいだ、心を附

け、万ーの義もこれあり候はば差し止め候よう、かつ又

上野村大庄屋、大坂本村大庄屋えも、右の段申し談じ候

よう、仲（御郡代）より申し渡させ候。

一御城下火の廻りの面々、牢屋近辺、夜分はなおもつて  
心を附け候よう申し渡し候。

一入牢揚屋に仰せ付けられ候ものども食事は、下野村へ  
申し付け候よう御代官へ申し渡し候。

同廿四日

一前条のとおり入牢仰せ付けられ候につき、あい残り候  
百姓ども不審の体もこれあり候や、足軽ども八人、脇  
差ばかりにて目立て申さず候よう右村々へまかり越し  
今夜中様子見届け候よう、小頭山田作兵衛へ申し付け  
差し遣わし候。

右のとおり相済み候段、金兵衛（御家老）へ申し達し  
候

内容のあらまし

①工事担当の御作事奉行を呼び、牢屋の整備を命じた。

②近隣三村の大庄屋を呼び、措置の内容を説明し、これ  
に反抗する動きがあるか否か、よく監視し、万ーの場合  
は制止するよう……また此のことについて、大坂本

村・上野村の大庄屋とも相談するよう……

御郡代より申し渡させた。

③火事見廻りの者に対し、牢屋の周辺、とくに夜間の見廻りに念を入れるよう命じた。

④牢屋に入れられた者、揚屋に送られた者の食事は、下野村に出させるよう、代官に命じた。

⑤この処置により、下野村内に不審な動きがないか、様子見のため足軽八人を派遣した。

⑥以上の措置を終わったことを、御家老に報告した。

#### 語句の説明

○当時、町・村・浦を統治する佐伯藩の体制は次のようであった。

藩→家老→番頭→郡代→代官

町奉行（兼）

在方→惣大庄屋→大庄屋→庄屋・地目付  
町方→町年寄・地目付

◇代官（だいかん）佐伯藩では郡代の下にあつて、町方村方の行政の実務、とくに年貢の賦課、徵収を重要な任務とした。

◇家老（からう）武家の家臣のうち最重職にして、家中を総括した者。  
佐伯藩では通常三人、一人は江戸詰、二人は在の城にい

て、月番で交代勤務した。

◇番頭（ばんがしら）本来は、武家の番衆（殿中や營中に勤番して警護、雜務などに従つた者）の長を言う。

家老の下にあり、藩政の実務を指揮した。佐伯藩では通常一人、時に見習役を含め三人、月番で勤務した。此の文書は、その日記から抄出した。

◇郡代（ぐんだい）佐伯藩では、村や浦の行政を総括する役で、番頭に次ぐ重職で、通常二人、時に見習いを含め二人、月番で勤務。  
郡奉行（こおりぶぎょう）郡方などともいう。

佐伯藩では町方の行政を総括する町奉行を兼任していた。

◇惣大庄屋（そうおおしょうや）当人は武士身分で、藩内の大庄屋全員を統括した。代々吉野家の世襲であつたため、その役所を吉野役所とも呼び、郡代、代官の役所に隣接して置かれていた。

◇惣大庄屋並（そうおおしようやなみ）前者を輔佐する

役であるが、名目的であった感がする。代々下野村の大庄屋がその役にあつた。

◇大庄屋（おおしょうや）一つの村組の長として、村内の治安・勧農・水利土木・年貢取立・祭礼など、村政全般をつかさどり、村外・領主との折衝にあつた。その職は藩主により任命され、多くは世襲であつた。此の時期、大庄屋のいた村組は次の通りである。

下野村 堅田村 古市村 上岡村 切畠村  
下直見村 上直見村 赤木村 横川村 川原木村  
因尾村 中野村 上野村 大坂本村 木立村  
海崎村 戸穴村 狩生村 津久見村 津久見浦  
吹浦 蒲江浦 米水津村 入津浦

◇庄屋（しょうや）村組の長である大庄屋の下にあつて、区画されたその村（現在は大字の区域で残つているものが多い）の長で（前項に列記された類）、藩主により任命された。権限は大庄屋ほど強大ではなく、多くは大庄屋の指導の下にあつた。

今日の区長に似た立場にあつたと考えられる。

◇地目付（じめつけ）地方の目付という意味であろうが、その役割は、庄屋の補助者、副庄屋と言つた方がよい。

藩主により任命され、庄屋の業務執行には、必ず連印しあから、やはり目付の役も果たしていと見える。  
◇皆合（かいこう）大庄屋、または庄屋のもとで会計や文筆の業務に携わる者をいう。中世の開闢（かこう）（宮中の書記役）からきている呼び名である。

○以下は、用語の出た順による。

◇下野村（しものむら）旧鶴岡村のうち、高畠・野口・坂野浦・藤原・坂本・脇を合わせた地区、大庄屋所は高畠にあつた。

◇出入り（でいり）もめごと・けんか  
◇徒党（ととう）ある事を企んで組をつくる。

◇内済（ないさい）表沙汰にせず内々に片付ける。

◇切銭（きりせん）村の諸入用を、割り掛けて徴収する金のこと

◇吟味（ぎんみ）罪状を調べてたゞす事。

◇虚空藏谷（こくうぞうだに）角石渡線橋近く、やや西寄りの山下、虚空藏菩薩が祀られている。杉谷。

◇頭立ちの者（かしらだちのもの）人の上に立つ者、指導者、ここでは首謀者。

◇頃日（けいじつ）日ごろ、または先日。

◇役席（やくせき）

御郡代  
佐々木仲（ささきなか）

御目付間藏人（はざまくらんど）

同 坂本忠左衛門（さかもとちゅうざえもん）

同 山元弥市左衛門（やまもと やいちざえもん、

御代官 柳川伝右衛門（やながわでんうえもん）

川野孫四郎（かわのまごしろう）

杉原是兵衛（すぎはらこれべえ）

◇詰牢（つめろう）ことさら狭くした牢屋に入れる事。

◇丸太牢（まるたろう） 丸太でこしらえた荒々しい牢屋とが

◇町宿預け（まちやどあづけ）取り調べ中の答人を、町宿へ預けた。

役人に預け拘束する事。身分がいちじるしく高いか、軽

罪か、病気の場合である。

◇揚屋（あがりや）揚屋敷ともいう。江戸時代の未決囚

を収容する牢で、御目見以上の武士に用いた

◇御作事奉行（おさくじぶぎょう）土木・建築を担当する責任者。

◇往還筋（おうかんすじ） 街道に面した場所。

◇会所（かいしょ）藩の政務を執るところ。役所。

佐伯藩は、大手前元「池彦」の場所にあつた。  
（別図参照）



## 佐伯藩の役所・大手前周辺図